

番 号 : 170646  
国 名 : パキスタン  
担当部署 : 人間開発部保健第二グループ保健第四チーム  
案件名 : 定期予防接種強化プロジェクト (EPI機材管理)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : EPI<sup>1</sup>機材管理
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年10月中旬から2018年4月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.75M/M、現地 2.33M/M  
合計 3.08M/M

- (3) 業務日数 :

第1次 国内準備 5日、現地業務 40日、 国内整理 2日  
第2次 国内準備 3日、現地業務 30日、 国内整理 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2017年9月13日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年9月29日 (金) までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
  - ①業務実施の基本方針 24点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 6点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 10点

<sup>1</sup> Expanded Program on Immunization

- ③語学力 10点  
 ④その他学位、資格等 10点  
 (計100点)

類似業務	EPI機材管理
対象国／類似地域	パキスタン／全世界（本邦含む。）
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし  
 (2) 必要予防接種：現地滞在期間が4週間を超える予定のため、出国に際してWHO様式のポリオ予防接種証明書が必要。

## 6. 業務の背景

パキスタンの保健指標は南アジアの中で劣悪な数値を示しており、5歳未満児死亡率は81（2015年、出生千対、UN-IGME）、妊産婦死亡率は170（2013年、出生10万対、WHO）と高く、2015年までの母子保健に関連するミレニアム開発目標（4及び5）の達成はできなかった。また、いまだにポリオ野生株の発生が残る国（常在国）の1つとして、その根絶のための取り組みが続いている。

パキスタン政府は1978年に母子の健康改善を目的に予防接種拡大プログラムを開始して以来、保健セクターの重要課題として予防接種事業を推進しており、現在は麻疹、破傷風、結核、ポリオ等9疾患が予防接種の対象とされている。接種活動は日常的に行われる定期予防接種を基本としているが、ポリオ等は補完的に一斉投与キャンペーンによる対応も行っている。

政府の取り組みにも拘らず、予防接種率はポリオ65%、麻疹67%、結核・BCG80%（2004年、WHO/UNICEF）にとどまっていたことから、パキスタン政府は日本政府に定期予防接種事業の強化に関する支援を要請し、技術協力プロジェクト「EPI／ポリオ対策」（2006～2011年度）が実施された。同プロジェクトでは、中央におけるワクチン品質管理能力強化に向けた研修を実施、また、社会・文化的習慣等により住民の理解が不足し、かつ、予防接種事業のマネジメントや医療人材の能力不足等により接種活動が不十分なハイバル・パフトゥンハー州（以下、「KP州」）のハリプール県にて、パイロット事業として一次医療施設におけるマネジメントや医療人材の育成等の強化支援を行った。その結果、機材の適切な活用及び維持管理がなされるなど、中央でのワクチンの品質管理能力が向上した。さらに、パイロット地域での予防接種件数増加に貢献した。

他方、ポリオについては、根絶に向けて、ポリオに特化した全国的な取り組みが必要とされており、日本政府はUNICEF連携による無償資金協力「ポリオ撲滅計画」（1996～2010年度）及び「ポリオ感染拡大防止・撲滅計画」（2011～2016年度）を通じて、継続的にポリオワクチン調達のための資金を供与している。さらに、ゲイツ財団との連携による円借款「ポリオ撲滅事業」（2011～2013年度）及び「ポリオ撲滅事業フェーズ2」（2016～2018年度）を通じて、ポリオワクチン調達及びキャンペーン活動のための資金の支援を実施している。これら事業とパキスタン政府及び他の援助機関の事業実施により、国内におけるポリオ発生件数は顕著に減少している（2014年306件、2015年53件、2016年20件）。

以上の背景を受け、2014年11月から開始された技術協力プロジェクト「定期予防接種強

化プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」)ではこれまでの円借款によるポリオ撲滅事業に対する支援に加え、定期接種活動を技術的に支援することにより、ポリオの早期撲滅だけでなく、KP州における予防接種事業全体の底上げを図っている。技術支援にあたっては、2011年に終了した技術協力プロジェクト「EPI／ポリオ対策」のKP州ハリプール県での成果をマンセラ県、ノーシェラ県、ラッキ・マルワット県(重点支援3県)を中心に同州全体に拡大し、加えて予防接種事業の課題とされている住民への啓発活動を展開している。本プロジェクトでは①ワクチン管理強化、②予防接種従事者の質の向上、③サーベイランス強化、④住民への啓発活動の4つの活動を実施することにより上記の無償資金協力や円借款との相乗効果による同国のポリオ早期撲滅への貢献、ワクチン予防可能な感染症(VPD)の罹患率及び5歳未満児死亡率の減少に寄与することが期待されている。

本プロジェクトは2014年11月から開始され、カウンターパートであるKP州保健局より、上記①ワクチン管理強化が最優先課題として要請されている。こうした要請を受け、2015年から2017年の間に①に係るEPI機材管理の短期専門家(過去3回)ならびにEPIワクチンロジスティクスの短期専門家(過去5回)が派遣され、研修ニーズ調査、コールドチェーン機材管理者を対象とした機材維持管理にかかるToT研修(Training of Trainers)、KP州25県担当者を対象としたコールドチェーン機材修繕・管理研修、研修後のモニタリング等が実施された。

本業務は、上述した研修後のKP州内重点支援3県における一次医療施設に対するスーパービジョン(監督指導)の実施と改善案の提言、ワクチンロジスティクス及び機材管理にかかる記録・報告状況の把握と指導、コールドチェーン機材の廃棄基準に沿った適切な機材廃棄技術の向上、及び対象県内のディヴィジョンレベルでの地域ワクチン倉庫(4~5県を統括する)、地区行政単位に置かれた倉庫、(以下地域中核倉庫)における供与機材に関わるメンテナンス研修を通じた倉庫の機能強化及び人材育成を目的としている。

## 7. 業務の内容

本業務は、過去3回パキスタンへ派遣されたEPI機材管理短期専門家(案件名:パキスタン国定期予防接種強化プロジェクト(EPI機材管理)、2015年6月公示、2016年12月公示)および過去5回派遣されたワクチンロジスティクス短期専門家(案件名:パキスタン国定期予防接種強化プロジェクト(EPIワクチンロジスティクス)、2014年12月公示、2015年3月公示、2016年8月公示)によってKP州において実施されたコールドチェーン機材維持管理にかかるToT研修、コールドチェーン機材維持管理研修後のフォローアップである。KP州の保健施設におけるコールドチェーン機材の維持管理にかかるモニタリング・評価、スーパービジョン(監督指導)を行なうとともに、機材の適切な廃棄に必要な技術の向上、プロジェクトが機材供与する(2017年8月下旬に納品予定)コールドチェーン機材のスペアパーツおよび維持管理のための工具等の機材の管理・使用法に対する指導を行い、地域中核倉庫で域内の各県倉庫に対する技術指導を担う技術者の能力強化と、地域中核倉庫の機能強化をはかる。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 第1次派遣 国内準備期間(2017年10月中旬)

- ①本プロジェクトの関連資料、特に先行して過去3回派遣されたEPI機材管理短期専門家、過去5回派遣されたEPIワクチンロジスティクス短期専門家の派遣報告書をレビューし、現状及び課題を把握する。
- ②現地派遣期間のワーク・プラン(英文)(案)について、JICA本部担当部署およびプ

プロジェクトチームと協議を行い、活動方針・計画等の詳細内容を確認・調整する。

(2) 第1次派遣 現地派遣期間(2017年10月下旬～11月下旬)

- ① 現地派遣期間に実施すべきワーク・プラン(英文)を取りまとめ、カウンターパート(以下、C/P)機関であるKP州保健局およびプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針詳細の打合せを行う。
- ② プロジェクト対象県マンセラ県、ノーシェラ県、ラッキ・マルワット県のうちマンセラ県において一次医療施設および地域中核倉庫を訪問し、コールドチェーン機材の修繕・維持管理および適切な廃棄にかかるモニタリング、スーパービジョンを実施し、改善案を取り纏める。
- ③ KP州保健局および対象25県保健局が行なうコールドチェーン機材一覧表更新作業を確認するためのモニタリング、スーパービジョンを行ない、状況調査結果および提言を取り纏める。
- ④ KP州の地域中核倉庫および一次医療施設へプロジェクトの供与機材として調達されたコールドチェーン機材のスペアパーツおよび維持管理のための工具等の機材の活用状況を確認し、その管理・使用法に関する技術研修を行う。
- ⑤ KP州の地域中核倉庫に新たに配置された職員に対するEPI機材管理の研修および技術指導を行う。
- ⑥ 対象県におけるワクチンロジスティクス、コールドチェーン機材維持管理に係る記録および報告状況を確認の上、改善点を明らかにした上で指導を行ない、状況調査結果および提言を取り纏める。
- ⑦ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関およびJICAパキスタン事務所に提出し、報告する。

(3) 第1次派遣 国内整理期間

- ① 第1次派遣の活動実績、業務結果を取りまとめて本部に報告し、成果と課題を整理した上で、第2次派遣の方針を協議する。

(4) 第2次派遣 国内準備期間(2018年3月初旬)

- ① 第1次派遣の活動実績、プロジェクトを取り巻く状況の変化について情報を整理した上で、第2次派遣のワーク・プラン(英文)(案)を作成する
- ② 現地派遣期間のワーク・プラン(英文)(案)について、JICA本部担当部署およびプロジェクトチームと協議を行い、活動方針・計画等の詳細内容を確認・調整する。

(5) 第2次派遣 現地派遣期間(2018年3月初旬～4月初旬)

- ① 現地派遣期間に実施すべきワーク・プラン(英文)を取りまとめ、カウンターパート(以下、C/P)機関であるKP州保健局およびプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針詳細の打合せを行う。
- ② プロジェクト対象県マンセラ県、ノーシェラ県、ラッキ・マルワット県のうちマンセラ県において保健施設および地域中核倉庫を訪問し、コールドチェーン機材の修繕・維持管理および適切な廃棄にかかるモニタリング、スーパービジョンを再度実施し、第1次派遣時からの変化を確認するとともに、改善案を取り纏める。
- ③ KP州保健局および対象25県保健局が行なうコールドチェーン機材一覧表更新作業を確認するためのモニタリング、スーパービジョンを再度実施し、第1次派遣時か

らの状況変化を確認し、調査結果および提言を取り纏める。

- ④ KP州の地域中核倉庫に配置された職員が県倉庫スタッフに対して行うEPI機材管理の研修実施および技術指導を支援する。
- ⑤ 他ドナーにより供与・据付されたコールドチェーン機材の維持管理について、保健施設レベルでの使用状況を確認し、必要があれば改善指導を行う。
- ⑥ 対象県におけるワクチンロジスティクス、コールドチェーン機材維持管理に係る記録および報告状況を第1次派遣時との比較検討を行った上で、改善指導を行ない、状況調査結果および提言を取り纏める。
- ⑦ 3年間のプロジェクトを通じたKP州におけるワクチンロジスティクス（EPI機材管理）の包括的な評価および提言を取り纏める。
- ⑧ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関およびJICAパキスタン事務所に提出し、報告する。

（6）帰国後整理期間（2018年4月中旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）ワーク・プラン（派遣前）

（英文4部：JICA人間開発部、プロジェクトチーム、JICAパキスタン事務所、C/P機関）  
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載。

（2）現地業務結果報告書（各派遣期間中、帰国前まで）

（英文4部：監督職員、プロジェクトチーム、JICAパキスタン事務所、C/P機関）  
記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的な内容
- 2) 業務の達成状況

（3）専門家業務完了報告書（派遣終了後）

（和文3部：監督職員、プロジェクトチーム、JICAパキスタン事務所）  
記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的な内容
- 2) 業務の達成状況
- 3) プロジェクトを通じたEPI機材管理に関する活動の包括的な評価および提言
- 4) その他

提出方法は電子データでの提出とする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃および日当・宿泊料等

航空賃および日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田／羽田⇒バンコク⇒イスラマバード⇒バンコク⇒成田／羽田を標準とします。

(2) 戦争特約保険料

派遣期間中の災害補償経費（戦争特約経費分のみ）計上を認めます。

「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)

を参照願います。

(3) 一般管理費等の上限加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境課での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費を計上することができるものとする。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は以下を予定しております。

第1次派遣：2017年10月21日～11月29日（40日間）

第2次派遣：2018年3月9日～4月7日（30日間）

#### ②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

・ チーフアドバイザー（長期専門家）

・ 業務調整（短期専門家）

#### ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

イスラマバード：プロジェクト事務所での執務可。

キ) 携帯電話（本体・SIMカード）貸与可。

### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第二グループ保健第四チーム（TEL:03-5226-3150）にて配布します。

- ・プロジェクト事前評価表
- ・専門家業務完了報告書（EPIワクチンロジスティクス専門家：2015年2～3月派遣、5～6月派遣、10月～11月派遣、2016年3月～6月派遣、9月～11月派遣、EPI機材管理専門家：2015年8月～9月派遣、2016年1月～2月派遣、2017年1月～2月派遣）

②本業務に関連する以下の案件資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・技術協力「定期予防接種強化プロジェクト」  
プロジェクトページ：  
<https://www.jica.go.jp/project/pakistan/002/index.html>  
トピックス：[https://www.jica.go.jp/topics/2017/20170421\\_01.html](https://www.jica.go.jp/topics/2017/20170421_01.html)
- ・有償資金協力「ポリオ撲滅事業フェーズ2」  
ODA見える化サイト：<https://www.jica.go.jp/oda/project/PK-P64/index.html>  
プレスリリース：[https://www.jica.go.jp/press/2016/20160520\\_01.html](https://www.jica.go.jp/press/2016/20160520_01.html)

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。（受領と共に右に同意いただいたものとします。）

- ・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- ・情報セキュリティ管理細則

### （3）安全管理体制

- ①現地業務期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。
- ②現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録すること。
- ③現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- ④現地作業中、JICAパキスタン事務所へ安全管理上、必要な報告を行うこと。

### （4）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。
- ②滞在地・主な業務地は原則イスラマバードおよびハイバル・パフトウンハー州アボダバード県とします。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上